

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第6回）	資料
令和2年3月30日	

介護分野の文書に係る負担軽減に関する 取組の進捗及び今後の進め方について

令和2年3月30日
厚生労働省老健局

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会について

○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

○ 検討事項

▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】 注) 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

- ① 指定申請関連文書 (人員・設備基準に該当することを確認する文書等)
- ② 報酬請求関連文書 (加算取得の要件に該当することを確認する文書等)
- ③ 指導監査関連文書 (指導監査にあたり提出を求められる文書等)

▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

【3つの視点】

- I 簡素化 (様式・添付書類や手続きの見直し)
- II 標準化 (自治体ごとのローカルルールの解消)
- III ICT等の活用 (ウェブ入力・電子申請)

【検討スケジュール】

- 令和元年度内目途の取組 (押印や窓口負担の最小化 等)
- 1～2年以内の取組 (変更・更新時の負担軽減 等)
- 3年以内の取組 (ウェブ入力・電子申請 等)

○ 委員名簿 (敬称略、五十音順) (令和2年3月30日現在)

- 井口 経明 東北福祉大学客員教授
- 石川 貴美子 秦野市福祉部高齢介護課参事 (兼高齢者支援担当課長)
- 江澤 和彦 公益社団法人日本医師会常任理事
- 遠藤 健 一般社団法人全国介護付きホーム協会代表理事
- 菊池 良 奥多摩町福祉保健課長
- 木下 亜希子 公益社団法人全国老人保健施設協会研修推進委員
- 清原 慶子 ルーテル学院大学客員教授
- 久保 祐子 公益社団法人日本看護協会医療政策部在宅看護課長
- ◎ 野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授
- 野原 恵美子 栃木県保健福祉部高齢対策課長
- 橋本 康子 一般社団法人日本慢性期医療協会副会長
- 濱田 和則 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
- 榊田 和平 公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会委員長
- 松田 美穂 豊島区保健福祉部介護保険課長 (兼介護保険特命担当課長)
- 山際 淳 民間介護事業推進委員会代表委員
- 山本 千恵 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

◎:委員長
○:委員長代理

○ 検討経過

令和元年 8月7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 ・ 事業者団体からのヒアリング、他
9月18日(水)	第3回委員会 ・ 第1回・第2回を踏まえた論点整理、他
10月16日(水)	第4回委員会 ・ 負担軽減策についての議論、他
11月27日(水)	第5回委員会 ・ 中間取りまとめ(案)、他
12月4日(水)	中間取りまとめの公表
12月5日(木)	介護保険部会への報告
令和2年 3月30日(月)	第6回委員会 ・ 中間取りまとめを踏まえた取組の進捗、今後の進め方、他

1. 中間取りまとめ概要
2. 令和元年度内の取組について
3. 令和2年度以降の取組について

1. 中間取りまとめ概要
2. 令和元年度内の取組について
3. 令和2年度以降の取組について

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

	指定申請	報酬請求	指導監査
簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。 (並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・押印、原本証明、提出方法 (持参・郵送等) ● 様式、添付書類そのものの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処遇改善加算/ 特定処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出
	<ul style="list-style-type: none"> ● 平面図、設備、備品等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・複数種類の文書作成 (例:介護サービスと予防サービス) ・複数窓口への申請 (例:介護サービスと総合事業) ・手続時期にずれがあることへの対応 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導監査の時期の取扱い
	<ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化 (※) ● 様式例の整備 (総合事業、加算の添付書類等) ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化 	
ICT等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPIにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化 <ul style="list-style-type: none"> ・画面上での文書確認 	

<凡例>

R元年度内用途の取組

1～2年以内の取組

3年以内の取組 (※※)

<<取組を徹底するための方策>>

- 各取組の周知徹底 (特に小規模事業者)
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他

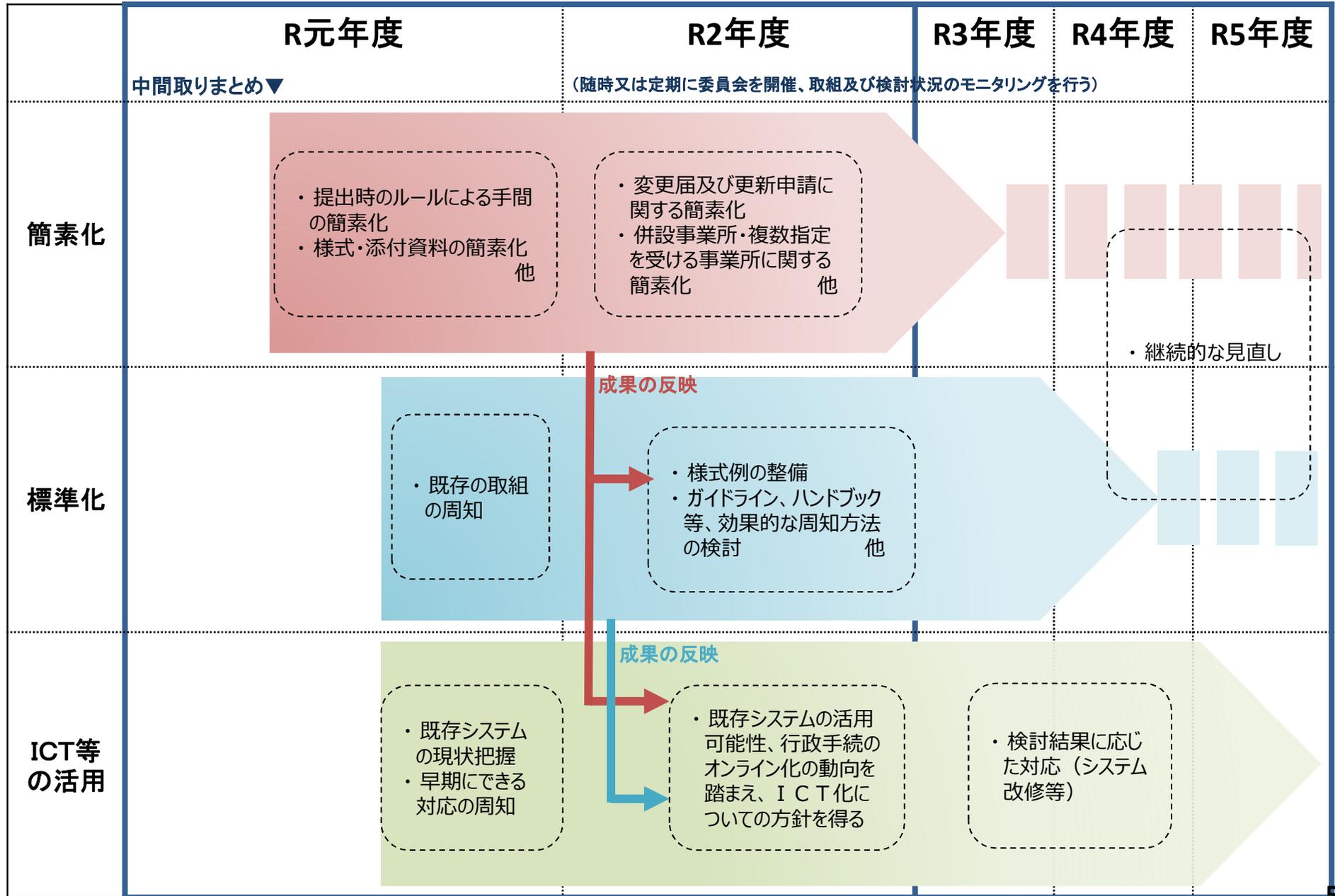
(※)介護保険法施行規則の改正 (H30年10月施行)の内容を踏まえた、老人福祉法施行規則上の規定の整理も含む。

(※※)前倒しで実現出来るものがあれば、順次取り組んでいく。

今後の進め方

第7期介護保険事業計画

第8期介護保険事業計画



1. 中間取りまとめ概要
2. 令和元年度内の取組について
3. 令和2年度以降の取組について

中間取りまとめを踏まえた対応についての指定権者への周知

- 中間取りまとめを踏まえた対応について、「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月6日付老発0306第8号老健局長通知）にて、自治体への周知を行った。
- 特に、中間取りまとめにて「令和元年度内目途の取組」と示された項目のうち、指定権者である都道府県及び市区町村への周知が必要な項目について、具体的対応内容と主なチェックポイントを整理した。
- さらに、これらについて、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においても、重ねて周知を行った（会議開催は中止となり、資料配付及び動画配信による対応）。

「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」
（令和2年3月6日付老発0306第8号老健局長通知）

○中間取りまとめの基本的 考え方の周知

簡素化
標準化
ICT化等の活用



○「令和元年度内目途 の取組」の周知

- ・背景、現状
- ・対応
- ・主なチェックポイント

● 提出時のルールによる手間の簡素化
・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等）

● 様式、添付書類そのものの簡素化
・人員配置に関する添付書類
・施設・設備・備品等の写真

● 実地指導に際し提出する文書の簡素化
・重複して求める文書
・既提出文書の再提出

● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化

● 実地指導の「標準化・効率化指針」の周知徹底による標準化

● 申請様式のHPにおけるダウンロード

● 実地指導のペーパーレス化・画面上での文書確認

等

※ 実地指導については、別途、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の見直しのタイミングでも重ねて周知徹底を行う予定。

介護職員処遇改善加算／特定処遇改善加算の申請様式の簡素化

- 中間取りまとめを踏まえ、都道府県等に対する意見照会や説明会を実施した上で、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する様式の一本化等を実施（令和2年3月5日付老発0305第6号老健局長通知）。
- あわせて、国保中央会に対して、各都道府県の国保連合会が、介護サービス事業所等に毎月送付する処遇改善加算等の算定実績に関する文書について、運用の統一を図るための依頼を実施。
（依頼内容）
 - ・ 国保中央会が示す様式を変更しないこと
 - ・ 事業所に送付するに当たっての様式は、Excel形式とすること

処遇改善加算等に関する見直しのポイント

1 様式の統合等

- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する通知を一本化し、様式はExcel形式で提供。
- 指定権者に対しては、原則、様式に変更を加えないことを周知。

2 チェックリストによる添付書類の削減

- チェックリストを設け、
 - ・ 処遇改善加算等の要件を満たしていること
 - ・ 届出内容を証明する資料を適切に保管していること
 を確認。
- 各資料は、指定権者から求めがあった場合、速やかに提出することを求めた上で、原則、添付書類の提出は求めないことを指定権者に周知。
- あわせて、様式の押印欄は廃止。

(入力例)

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 3 月 1 日 法人名 ○○ケアサービス
代表者 職名 代表取締役 氏名 ○○ ○○

「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」様式例の簡素化

- 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」について、従来より国が参考様式を示しているが、専門委員会において、各自治体が国の参考様式に改変を加えた様式を使用していることが明らかとなり、中間取りまとめにおいて、「厚生労働省の示す参考様式につき、自治体の意見を確認する機会を設けながら、改訂を行う。」こととされた。
- これを踏まえ、まずは国が専門委員会における意見及び自治体の使用する様式の例を踏まえて参考様式を示し、自治体等から意見を得た上で、更なる見直しを進め、標準化を図っていく。

以下の内容につき、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課連名の事務連絡を発出予定。

見直しの基本的な考え方（案）

- 指定・許可にあたっての人員配置基準を満たすことを一覧で確認できるものとする。
- 人員数の算出にあたり必要な数値（例：常勤職員の勤務すべき時間数、利用者数・入所者数等）が含まれた一覧とする。
- これらの数値はサービス種別毎に異なるため、サービス種別毎に様式例を示す。
- 同一の様式を報酬に関する要件の確認（人員欠如減算）や実地指導における勤務実績の確認にも流用できるよう、勤務時間を記載する期間は、4週間ではなく1か月（暦月）とする。
- 入力の利便性を確保する。
 - ファイル形式はExcelとする。（注：国の参考様式は既にExcel）
 - 人員数の確認に関する数値は自動計算数式を挿入する。
 - 記入内容の選択肢が限られる欄はプルダウンで選択できる形とする。
 - 各項目の記入方法を分かりやすく明示する。
- 必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することで可能とする。

参考様式

- 訪問介護
- 通所介護
- 介護老人福祉施設
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護

（今後の進め方）



令和2年夏目途

自治体からの意見を反映した上で、サービス種別毎の参考様式を示す。



令和2年度中

必要に応じ報酬改定の動きを踏まえて参考様式の追加修正を行い、周知徹底を図る。

介護分野における文書負担軽減のための省令改正

- 中間取りまとめにおいて示された項目のうち、以下の2点について、必要な省令改正を予定。
 - ・「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行）による提出項目の削除と整合性をとり、老人福祉法施行規則の改正を行う。
 - ※有料老人ホームについては、老人福祉法の規定を見直し。（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和2年3月6日、第201回国会提出））
 - ・介護療養型医療施設から介護医療院への移行での開設許可申請に当たり、介護療養型医療施設の指定の更新を受けた時点から変更がない事項に係る資料については提出を省略することができるよう介護保険法施行規則の改正を行う。
 - ※中間取りまとめにおいては「1～2年以内の取組」とされている項目だが、前倒しで対応。

（令和2年2月3日付パブリックコメント 老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）一部改変して抜粋）

- 都道府県知事等に対して届出等を行う事項について、以下のとおり見直す。

事業等	申請者	届出等の事項（改正部分）	
		改正前	改正後
老人居宅生活支援事業の開始の届出	国及び都道府県以外の者	条例、定款その他の基本約款	登記事項証明書又は条例
		主な職員の氏名及び経歴	主な職員の氏名
		収支予算書及び事業計画書	（不要）
老人居宅生活支援事業の変更の届出	国及び都道府県以外の者	条例、定款その他の基本約款 職員の定数及び職務の内容 事業開始の予定年月日	（不要）
老人デイサービスセンター（老人デイ）等の設置の届出	国及び都道府県以外の者	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	施設の長の氏名
		定款その他の基本約款（市町村以外）	登記事項証明書
		土地建物の権利関係書類 設置区域の市町村の同意書（市町村）	（不要）
老人デイ等の変更の届出	国及び都道府県以外の者	職員の定数及び職務の内容 事業開始の予定年月日	（不要）
養護老人ホーム（養護）・特別養護老人ホーム（特養）の設置認可の申請	市町村、地方独立行政法人（地方独法）、社会福祉法人（社福）、日本赤十字社（日赤）	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	施設の長の氏名
		定款その他の基本約款（地方独法、社福、日赤）	登記事項証明書
		施設の地理的状況 資産の状況（地方独法、社福、日赤） 土地建物の権利関係書類 設置区域の市町村の同意書	（不要）
養護・特養の変更の届出	市町村、地方独法、社福、日赤	職員の定数及び職務の内容 事業開始の予定年月日	（不要）

- 介護医療院への移行での開設許可申請の際に提出する以下の事項について、介護療養型医療施設の指定の更新を受けた時点から変更がない場合には、省略することができることとする。

- ・ 併設する施設の概要
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要
- ・ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- ・ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

公布日：令和2年3月31日（予定）

施行日：令和2年7月1日（予定）

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針に関する取組

- 本年度は、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日介護保険指導室長通知）に基づく実地指導の標準化・効率化を推進するため全国の介護保険指導監督等職員を対象に下記の研修を実施した。

【令和元年度 介護保険指導監督等職員研修会 概要】

- ・ 受講者が標準化・効率化指針の趣旨・意義を理解し、実地指導において実践するためのワークショップ
- ・ サービスの質を維持しつつ効率的な指導を行うにはどうしたらいいか、何をすべきか、について我がこととして考え自ら実践してもらうよう促すプログラムの実施

（時期）令和元年12月～同2年3月

（場所）全国4都市、8会場（一般市町村 約400名、都道府県等 約100名）

※一般市町村向けは全て実施済

都道府県等向けは新型コロナウイルス感染症防止のため中止

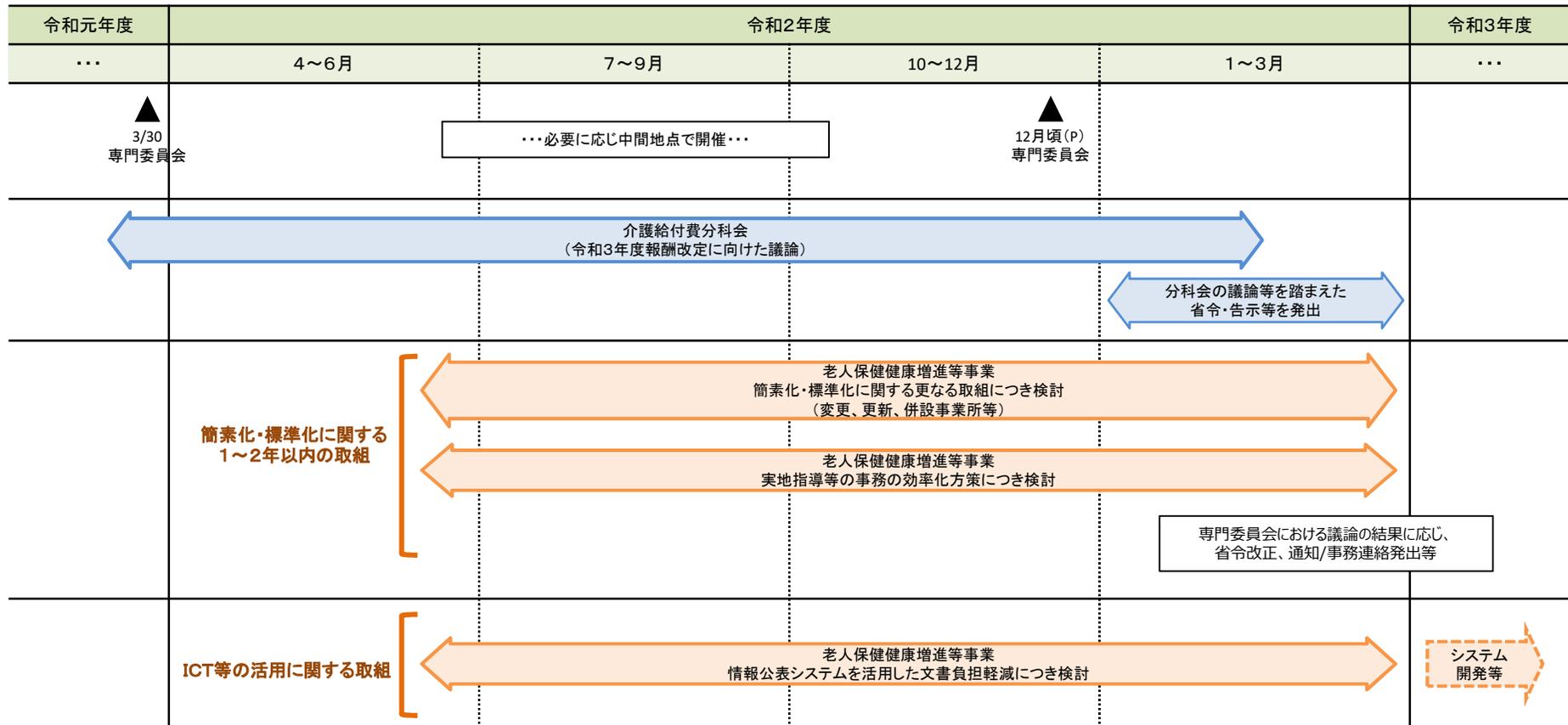
（今後の進め方）

- 標準化・効率化指針を普及・定着させるため、自治体向け介護保険指導監督等職員研修の継続実施
- 自治体アンケートや研修会のワークショップにおける意見等を参考に標準化・効率化指針の更なる見直し

1. 中間取りまとめ概要
2. 令和元年度内の取組について
3. 令和2年度以降の取組について

令和2年度の検討の進め方（案）

- 中間取りまとめにおいて、「1～2年以内の取組」及び「3年以内の取組」とされた項目につき、老人保健健康増進等事業等も活用しながら、更なる検討を行う。具体的な見直しの方向性については、専門委員会にて議論を行った上で、その結論に応じて速やかに省令改正や通知/事務連絡発出等の必要な対応を進める。
- 並行して、介護給付費分科会にて行われている令和3年度介護報酬改定に向けた議論において、「介護人材の確保・介護現場の革新」が論点（案）の1つに挙げられており、文書負担軽減に関する議論が行われる可能性がある。



(参考) 令和2年度老人保健健康増進等事業公募テーマ

介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業

社会保障審議会介護保険部会の下、都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者が協働で文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」が設置され、昨年12月、中間取りまとめが行われた。同取りまとめにおいては、指定申請・報酬請求・指導監査の3分野について、①「簡素化」・②「標準化」・③「ICT等の活用」の各取組の推進につき、検討スケジュールを併せて提示し、順次具体化していくことが示されている。

本事業においては、このうち、主に指定申請・報酬請求の①「簡素化」及び②「標準化」に関する「1～2年以内の取組」につき、更なる実態把握、課題の整理・分析及び対応方策案の具体化を行う。具体的には、制度の現状及び既存アンケート結果分析等の机上調査、自治体・介護サービス事業者等へのヒアリング・検討会議等の実施等を通じ、文書負担軽減方策の検討に資する資料の作成等を行い、報告書をまとめる。

なお、③「ICT等の活用」に関する検討は対象外とするが、本事業における簡素化・標準化の方策がICT化の前提となる場合があることも踏まえ、適宜検討状況を踏まえて検討を行うことを想定している。

【本事業の特記条件】

- ・最終報告に先立ち、専門委員会の開催に合わせた中間時点での成果物提出を行う。
- ・別途実施する老人保健健康増進等事業において「ICT等の活用」に関連した検討を行う予定であることから、必要に応じ同事業と情報共有を行いながら検討を進める。

介護保険法に基づく実地指導等の事務の効率化方策に関する調査研究

社会保障審議会介護保険部会の下に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」においては、去る令和元年12月4日に中間取りまとめを公表したところであり、指導監査の時期の取り扱いについては、「1～2年以内の取組」として、「適切な事業所運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討を行う」とことされた。

これを踏まえ、介護保険法に基づく実地指導については、適切な事業所運営を担保することを前提に、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、事務の効率化を図る観点で実施頻度等について効率化方策の検討を行う必要がある。また、老人福祉法に基づく老人福祉施設の施設監査（一般監査）について、介護保険法に基づく実地指導と表裏一体であるため、併せて検討を行う必要がある。

このため、自治体における実地指導等の現状を把握するため、国の既存データの分析やヒアリング調査を行う等、効率化方策について検討する。

情報公表システムを活用した介護現場における文書負担軽減に関する調査研究事業

「介護サービス情報公表システム」を活用した、指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現について、その実現可能性、技術的課題、システム改修を行う場合の具体的な内容について検討を行うとともに、これが実現した場合、自治体関係者や介護事業者等の事務負担がどのように軽減されるのかについて検討を行い、報告書を作成する。

簡素化・標準化に関する取組の方向性

○ 変更届の頻度等の取り扱い < 指定申請・報酬請求 >

人員交代に伴う頻繁な変更届の提出や、類似の文書の重複提出が生じていて負担であるとの指摘があり、重複や二度手間を無くすことを念頭に、省令に定める変更時に届出が必要な提出項目について精査するとともに、必要に応じ、変更届の様式例や添付書類の範囲を整理する方向での見直しを検討する。

訪問介護の例(現状)

(指定申請時に提出する項目)

○介護保険法施行規則

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 五の二 利用者の推定数
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 誓約書
- 十一 その他指定に関し必要と認める事項

(変更時に届出が必要な項目) ⇒赤字箇所

○介護保険法施行規則

(指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第百三十一条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 訪問介護 第百十四条第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限り。)から第七号までに掲げる事項

(運営規程に定めるべき項目)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(運営規程)

第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

○令和2年度の老人保健健康増進等事業も活用しながら、精査・検討を進める。

簡素化・標準化に関する取組の方向性

○ 更新申請時に求める文書の簡素化 <指定申請>

指定の更新申請にあたって、変更届を提出済の内容についても文書を求められ負担であるとの指摘や、新規指定申請と同様の一式を提出する場合と簡素化している場合等、自治体による差異があるとの指摘があり、更新申請時に求める文書及び手続の流れについて実態を把握の上、簡素化している自治体に合わせる方向での見直しを検討する。

介護老人福祉施設(特養)の更新申請の例(現状)

※平成31年度/令和元年度中に受付を行った介護老人福祉施設(特養)(入所定員50~99名)の更新申請文書対象。

(最も少ない自治体)

2枚

- ・申請書
- ・誓約書



(最も多い自治体)

149枚

- ・申請書
- ・介護老人福祉施設の指定に係る記載事項
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・平面図
- ・設備・備品等一覧表
- ・運営規程
- ・誓約書
- ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- ・役員の氏名、生年月日及び住所
- ・自主点検表
- ・実地指導の結果通知の写し
- ・資格証の写し

通所介護の更新申請の例(現状)

※平成31年度/令和元年度中に受付を行った通所介護(利用定員20~39名)の更新申請文書対象。

(最も少ない自治体)

2枚

- ・申請書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表



(最も多い自治体)

81枚

- ・通所介護事業所の指定に係る記載事項
- ・登記事項証明書
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・平面図
- ・設備・備品等一覧表
- ・運営規程
- ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・誓約書
- ・定款
- ・管理者の経歴
- ・役員の氏名、生年月日及び住所
- ・当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ・組織図
- ・資格者証
- ・重要事項説明書
- ・契約書
- ・車検証(写真)

(出所)令和元年度都道府県向けアンケート結果に基づき作成。

○令和2年度の老人保健健康増進等事業も活用しながら、実態把握・検討を進める。

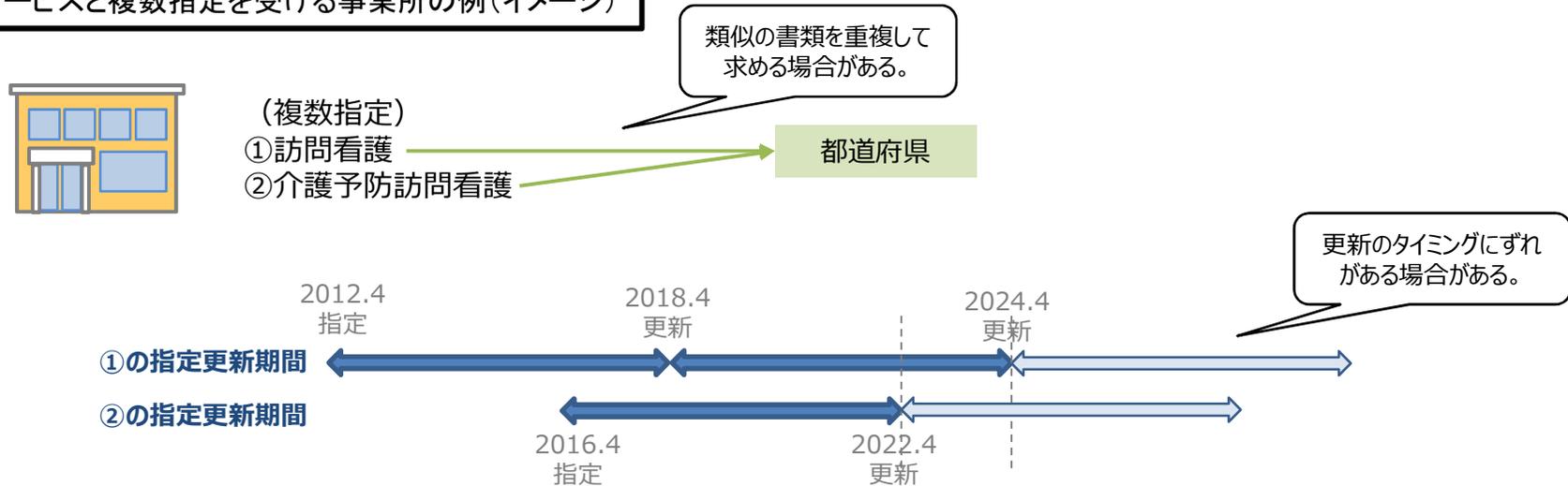
簡素化・標準化に関する取組の方向性

○ 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 < 指定申請・報酬請求 >

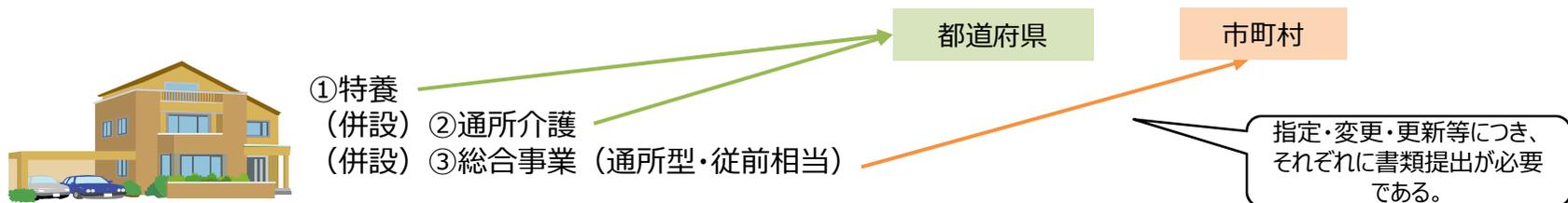
併設事業所や、予防サービスや総合事業等複数指定を受ける事業所に関し、文書や手続の重複が指摘されている。例えば以下のような対応につき、検討を進める。

- ・ 同一の事業所で実施している介護サービス/予防サービスで類似の書類一本化
- ・ 介護サービス事業所の指定を受けている事業所の総合事業の指定申請に関し簡素化
- ・ 介護サービスと予防サービスで指定開始日が異なる場合、更新日を近い方に合わせ集約し、更新申請が6年に1度で済むようにする。

予防サービスと複数指定を受ける事業所の例(イメージ)



総合事業を併設する事業所の例(イメージ)



○令和2年度の老人保健健康増進等事業も活用しながら、検討を進める。

簡素化・標準化に関する取組の方向性

○ 指導監査の時期の取り扱い <指導監査>

実地指導の頻度については多くした方が適正運営につながるとの意見と、過去の実績に応じて実地指導の間隔を延ばすことも可能との意見と、両方の意見がある。また、併設事業所について実地指導を同一日にして欲しいとの要望がある。これらを踏まえ、適切な事業所運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討を行う。

(専門委員会における意見の例)

- 過誤請求を防ぐためにも、定期的な実地指導は重要。頻度が多い方が、対応する職員も良い意味で慣れるとともに、適正な運営に繋がる。
- 特に届出が不必要な加算は悪意の無い解釈の違いで過誤請求が発生することもあり、実地指導は重要。一方で自治体の負荷も大きく、効率的な指導体制が必要。
- 職員の入れ替わりが激しい事業所や小規模事業所等、制度変更の対応等に不安のある事業所には、指定有効期間内に2回以上実地指導を行う方が良い。
- 併設事業所について、都道府県と市町村で調整して実地指導を同一日に実施して欲しい。(例：地密特養にショートステイを併設、訪問看護と看多機を併設)
- 集団指導について、加算の種類が多く変更もある中で、集団指導での説明だけではなかなか理解や現場の書類への反映が難しい。
- 指導監査がない実績が積み重なれば、実地指導の間隔を延ばす事も検討可能ではないか。
- 指針に従って6年に1度の実地指導では逆に事業者への負担になる面もある。いずれにしても運営基準に沿ったサービス提供が適切に確保されていることを確認できることが前提。



○標準化・効率化指針に基づく実地指導の実施状況等の把握するとともに、実地指導の実施頻度を含め、同指針の見直しの検討に資するため全国の自治体（一般市町村含む）を対象にアンケート調査を行う。

○令和2年度の老人保健健康増進等事業を活用して、上記アンケート調査の分析や自治体ヒアリング調査を行い、効率化方策についてさらなる検討を行う。

簡素化・標準化に関する取組の方向性

- **様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等）** <指定申請・報酬請求>
総合事業は様式例が存在しない状況であり、国が様式例を示すべきとの指摘や、各種加算の要件を確認する文書について添付すべき書類が定められていないために差異が生じている場合があるといった指摘がある。今後、作成すべき様式例の範囲及び優先順位を検討し、必要な対応を行う。
- **ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法** <指定申請・報酬請求>
指定申請や報酬請求に関し、不明確なルールや解釈の幅を少なくするため、ガイドラインやハンドブックがあると良いとの意見があったが、今後、様式例以外にも標準化のために有効な方法がないか検討し、必要な対応を行う。

（専門委員会における意見の例）

- 介護予防・日常生活支援総合事業については、様式例が存在しないため、市区町村毎にローカルルールが生じやすく、事業の性質上複数の市区町村にまたがって事務処理が必要となることも多いとの指摘があり、標準化について検討すべきとの意見があった。
- 一部の加算の届出に関し、国が様式例を示しておらず、負担があるとの指摘があった。
- 多くの加算において添付書類の範囲が示されておらず、自治体による差異があるとの指摘があった。
- 一部の加算について、要件を満たすことを確認するために集計・計算が必要となるが、集計様式例が無いことにより、作成の手間や計算方法の解釈ミス・ローカルルールが生じているとの指摘あり。例えば、以下の様式に指摘があった。
 - サービス提供体制強化加算の算出及び書類作成が複雑である。書類作成の簡素化、省略化を検討していただきたい。
 - 同一建物減算における減算人数の計算方法が自治体によって異なる。
- 自治体において、どこまで文書を確認すれば良いのかわからないといった悩みが生じないよう、例えば、各添付資料がどの要件を満たす証明のために必要であるか、代替の方法がある場合の内容等、分かりやすく明示することが必要であるとの意見があった。



○令和2年度の老人保健健康増進等事業も活用しながら、範囲及び優先順位を検討し、様式例の整備等を進める。

ICT等の活用に関する取組の方向性

○ ウェブ入力・電子申請 <指定申請・報酬請求>

ウェブ入力や電子申請を推進すべきとの意見があるが、簡素化及び標準化が、ウェブ入力・電子申請等のさらなるICT等の活用の前提となることから、その実現のための諸課題（例：自治体において様式等を定める規則や要綱の改正、自治体のシステム改修等の影響等）を整理し、検討を進める。具体的には、既存の「介護サービス情報公表システム」を活用した、指定申請及び報酬請求に関する届出等の入力項目の標準化とウェブ入力の実現について、その実現可能性、技術的課題及び費用対効果等に関し、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の機能も参考にしながら、来年度中に検討し、方針を得る。さらに、各都道府県の所有する事業所情報の管理を行うシステムとの連携可能性についても、併せて検討を行う。

○ データの共有化・文書保管の電子化 <指定申請・報酬請求・指導監査>

自治体と事業者との間でやり取りする文書に関し、ルールと様式を統一し、ウェブ化により各自治体で共有できる仕組みとすべきとの意見や、文書保管について管理の煩雑さや保管場所の観点で負担であるとの指摘がある。この点についても、今後、ウェブ入力・電子申請の検討と併せて、検討する。



○ ICT等の活用については、専門委員会において多数の意見を得ており、それらを踏まえながら、上記のとおり令和2年度中に検討し方針を得る。

○ 具体的には、令和2年度の老人保健健康増進等事業にて、「介護サービス情報公表システム」を活用した、指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現について、その実現可能性、技術的課題、システム改修を行う場合の具体的な内容について検討を行うとともに、これが実現した場合、自治体関係者や介護事業者等の事務負担がどのように軽減されるのかについて検討を行う。

自治体における取組推進のための仕組みの検討

- 2020年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標において、文書量削減に係る取組の実施状況、また、都道府県については管内市町村への文書量削減に係る取組の支援状況が、新たな評価指標として追加された。
- また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」（令和2年3月6日、第201回国会提出）において、介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する旨が提案されている。
- こうした仕組みを通じ、国・自治体・介護サービス事業者が協働して取組を後押ししていく。

（2020年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標抜粋）

都道府県分： II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 （8）介護人材の確保・生産性向上に係る支援

	指標
	文書量削減に係る取組を実施しているか。
⑫	ア「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行）を踏まえた指定申請の提出項目削減 イ 上記省令を踏まえて改訂された指定申請に関する様式例（平成30年9月28日付事務連絡）に該当する帳票について、Excelに統一した様式の活用 ウ「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」（老指発0529第1号）の内容を反映した標準化・効率化
⑬	管内市町村に対して、文書量削減に係る取組を支援しているか。

市町村分： III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 （2）介護人材の確保

	指標
	文書量削減に係る取組を行っているか。
⑨	ア「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行）を踏まえた指定申請の提出項目削減 イ 上記省令を踏まえて改訂された指定申請に関する様式例（平成30年9月28日付事務連絡）に該当する帳票について、Excelに統一した様式の活用 ウ「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」（老指発0529第1号）の内容を反映した実地指導の標準化・効率化

（「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」説明資料抜粋）

介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減

- 地域の実情に応じて、都道府県と市町村の連携した取組が更に進むよう、介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加する。
（→市町村・都道府県の介護保険事業（支援）計画における対応率100%を目指す。）
（※）現行法では都道府県の介護保険事業支援計画の記載事項に「介護人材の確保・資質の向上」に関する事項があるのみ。
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための規定を整備する。
（※）他の介護サービスの申請手続きは省令事項。

〔参考〕ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

令和2年度予算案：地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）82.4億円の内数

※拡充は令和5年度までの実施

【目的】

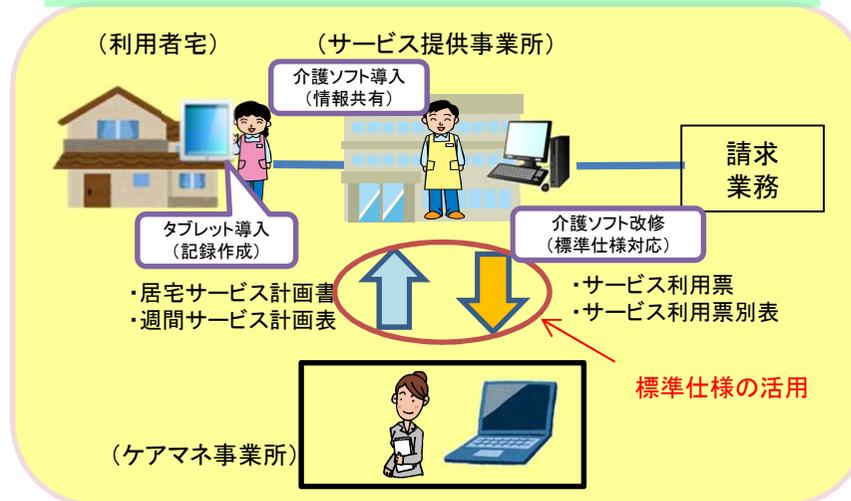
介護事業所における業務の効率化を通じて訪問介護員（ホームヘルパー）等の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することにより、利用者に対して質の高いサービスを効率的に提供する。

【事業内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが原則一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）の一部を助成する。

- ✓ 対象事業所：介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）
- ✓ 補助対象経費
ソフト：ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、改修経費（標準仕様対応、CHASE対応）、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策
ハード：タブレット端末、スマートフォン、インカム
その他：導入研修、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費 等
- ✓ 要件等
 - ・記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること
 - ・ケアマネ事業所との情報連携に際して標準仕様を活用すること
 - ・CHASEによる情報収集に対応すること
 - ・事業所はICT導入に関する他事業者からの照会等に応じること
 - ・導入効果を報告すること
 - ・県として導入事業所を公表すること 等

事業所内のICT化（タブレット導入等）により、介護記録作成、職員の情報共有～請求業務までが一気通貫に



<例：訪問介護サービスの場合>

【要求要旨】

内容を拡充することにより、介護事業所におけるICT導入をより強力に支援する

【拡充内容】

■補助率

令和元年度 1/2（国2/6、都道府県1/6、事業者3/6）

⇒ 令和2年度 県が設定 ※事業主負担は入れることを条件とする

■補助上限額

令和元年度 30万円（事業費は60万円）

⇒ 令和2年度 事業所規模に応じて補助上限額を設定

職員1人～10人	50万円
職員11人～20人	80万円
職員21人～30人	100万円
職員31人～	130万円

(参考) ICTを活用した介護情報連携推進事業

(令和元年度補正予算)
70,000千円

※繰り越して令和2年度に実施予定

【要求要旨】

介護現場の生産性向上・人材確保を図るための有効なツールの1つがICT化の推進であるが、各介護事業所で使用されている介護ソフトの互換性がない等の理由により、ICTを活用した情報連携が進まない状況にある。

このため、介護事業所間の情報連携を全国で推進するために、実証研究等の事業を行うものである。

【事業内容】

- 居宅介護支援事業所と介護事業所間の標準仕様を用いた情報連携を行う場合に必要なシステムの研究やクラウド構築にかかる専門的な調査研究を行う。
- クラウドを活用して情報連携を行う場合の介護事業所の事務負担軽減・経費の削減額に係る実証的研究を行う。
- 上記を踏まえて事業所に対するアンケート調査を行い、情報連携のニーズ把握や、情報連携時の費用負担額とクラウド活用事業所数の相関関係等に関する調査を行う。
- 上記を踏まえ、クラウドを構築した場合の参加事業所数、ランニングコスト等を算出し、全国に推進していくための方策を検討する。

※ 平成30年度には、介護事業所間での情報連携が可能となるよう標準仕様を作成し、令和元年度には、情報連携の際に求められるセキュリティ基準を検討している。

【実施主体】

国(民間(シンクタンク)等への委託を想定)

